

# 大垣市第11次交通安全計画（素案）

## パブリック・コメントの実施について

### 1 趣 旨

本市では、昭和36年に「交通安全都市」を宣言し、昭和46年からは、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、これまでに10次にわたる交通安全計画を策定し、関係機関、市民等が一体となって交通安全対策を実施してきました。

また、交通安全計画は、大垣市安全安心まちづくり条例（平成20年条例第1号）にある「災害、交通事故等を防止する施策」の実現のため、交通安全対策の総合的かつ長期的な推進を図るための計画でもあります。

こうした中、第10次計画の期間が令和2年度で終了したため、「大垣市第11次交通安全計画」を策定し、引き続き、人命尊重の理念のもと、交通事故のない安全・安心なまちを目指した取り組みを推進します。

については、計画の策定にあたり、市民の皆様のご意見を反映させるために、大垣市第11次交通安全計画（素案）に対するパブリック・コメントを次のとおり実施します。

### 2 意見を募集する政策等の名称 大垣市第11次交通安全計画

### 3 意見の募集期間 令和3年11月1日（月）～令和3年11月30日（火） ※必着

### 4 資料の閲覧方法

危機管理室、市ホームページ、市政情報コーナー（市役所3階）、上石津地域事務所、墨俣地域事務所、各市民サービスセンター、各地区センター

### 5 意見の提出方法及び提出先

次のいずれかの方法により、住所、氏名、連絡先を明記し、提出してください。

なお、電話でのご意見の提出には対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 直接持参の場合 危機管理室（市役所2階）
- (2) 郵送の場合 〒503-8601 大垣市丸の内2-29  
大垣市役所危機管理室宛て
- (3) ファックスの場合 0584-81-3347
- (4) ホームページの場合 市ホームページのパブリック・コメント欄から入力し送信  
してください。

## 6 提出されたご意見の公表

お寄せいただいたご意見については、整理要約した上で公表する予定です。

このため、個々のご意見に対して個別に回答することはありませんので、あらかじめご了承ください。

なお、ご意見以外の内容を公開することはありません。